

平成29年度 第2回

北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議

介護保険に関する会議

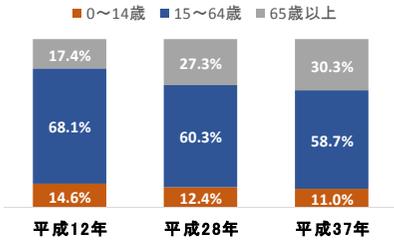
議 題

(2) 介護人材の確保・定着に向けた取組み 等

介護人材の確保・定着に向けた取組み

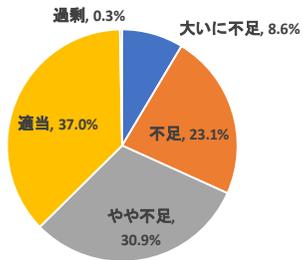
全国的な課題

▶生産年齢人口の減少



【出典】総務省統計局HP 人口の推移と将来人口

▶介護従事者の不足感



【出典】平成28年度介護労働実態調査

※国推計「2025年度に約38万人不足」

▶賃金の状況

介護職員の平均給与額（月給・常勤）
平成28年 289,780円
※平均給与額
＝基本給＋手当＋一時金（支給額を月数で除す）

【出典】平成28年度介護従事者処遇状況等調査

▶職員の離職理由（上位6つ）

職場の人間関係に問題があったため	23.9%
結婚・出産・妊娠・育児のため	20.5%
法人や事業所の理念や運営の在り方に不満	18.6%
他に良い仕事・職場があったため	18.2%
自分の将来の見込みが立たなかったため	17.7%
収入が少なかつたため	16.5%

【出典】平成28年度介護労働実態調査

国の目指す姿（主要施策）

★すそのを拡げる（多様な人材の参入促進を図る）

- 介護の魅力の情報発信によるイメージアップ
- 中高年齢者の地域ボランティア参画等の促進
- 福祉人材センターの機能強化（ハローワークとの連携等）

【外国人介護人材の受入制度】

1. E P A（経済連携協定）
2. 介護福祉士国家資格取得者
3. 技能実習生

★道を作る（キャリアパスを構築する）

- 離職した介護福祉士の届出制度創設と再就職対策の強化
- 介護人材のキャリアパスシステム整備の推進

★長く歩み続ける（人材の定着促進を図る）

- 介護職員処遇改善加算による賃金改善
- 人材育成に取り組む事業所の認証・評価の実施による取組の「見える化」の推進
- 雇用管理改善の推進（介護ロボット導入支援やICTの活用等）

★山を高くし、標高を定める（質の向上と人材の機能分化を図る）

- マネジメントや医療・認知症ケアなどの研修受講支援
- 限られた人材を有効に活用するため、その能力や役割に応じた適切な人材のあり方
- 未経験者等に対する入門的な研修等の構築

本市のこれまでの取組みと今後の方向性

■「介護のしごと出前授業」の実施

【H28年度実績】・実施校：17校 参加生徒数：1,194人
【今後の方向性】

- ・実施校の増加（平成28年度から小学生にも対象拡大）
- ・子ども達に高齢者への理解とキャリア教育を通じて、介護の仕事の魅力や社会的意義を啓発することで、将来の介護職場への就労促進を図る。

■「介護支援ボランティア」の実施

【H28年度実績】・登録者数：1,769人 ・事業所数：444箇所

■「福祉人材バンク」の強化（高齢者等の就労促進）

【H28年度実績】・就職者数：59人
【今後の方向性】

- ・高齢者等の多様な人材の掘り起しと就労に向けた支援を行うとともに、介護事業所の人材ニーズを把握し、両者のマッチングを促進する。
- ・離職した人材（潜在的有資格者）の呼び戻し（セミナー開催）とマッチングの実施

※外国人の受入 【現 状】E P A：社会福祉法人1施設 4人（フィリピン）

【今後の方向性】・国の制度目的に則った事業所による受入

■「介護職員処遇改善加算Ⅰ」の取得促進

【実 績】・H27年度 加算Ⅰ平均改善月額：27,573円
・H29年度 加算Ⅰ取得事業所/届出事業所：939/1325箇所
【今後の方向性】

- ・事業所に対して、処遇改善加算Ⅰの要件であるキャリアパスや昇給制度の構築を促し、介護職員の賃金改善と職場定着を図る。

■「魅力ある介護の職場づくり表彰」の実施

【今後の方向性】

- ・平成29年度 新規事業
- ・介護事業所の人材定着の有効な取組みを表彰。受賞事例を広く周知し、他の事業所経営者の意識の醸成を図る。

■介護ロボット等の活用した先進的介護の実証実装

【H28年度実績】・施設の介護作業の観察・分析（2か所）
【今後の方向性】

- ・平成29年度に実証施設3か所追加（計5か所）し、介護ロボット等を活用した職員の時間的・身体的負担の軽減及び高齢者の自立支援にかかる実証実装を進める。

■「介護の職場環境改善セミナー」の充実

【H28年度実績】・参加者数/定員：286/240人
【今後の方向性】

- ・働きやすい職場づくりや人材育成のための経営者の見識の向上と意識の変革を図る。（平成29年度 開催回数の増加）

■「介護従事者認知症研修」の充実

【H28年度実績】・受講者総数：486人
【今後の方向性】

- ・今後益々増加する認知症高齢者に対応するため、認知症介護に関する研修の充実を図る。（H29年度 基礎研修の新設）

「外国人介護人材」の受入制度について

制 度	目 的	要 件		
経済連携協定 (EPA)	○相手国との経済活動の連携強化を目的とした特例的な受入制度。 ○インドネシア・フィリピン・ベトナムの3国（経済連携協定締結国）のみが対象。	受入方法	「公益社団法人 国際厚生事業団」が相手国と施設の受入調整を行う。	
		外国人の要件	母国の看護学校卒業者又は介護士認定者で、訪日前の日本語研修修了者（日本語能力試験：インドネシア・フィリピン=N5、ベトナム=N3以上）	
		受入施設	・特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・デイサービス・グループホーム等の介護施設で、常勤介護職員の4割以上が介護福祉士有資格者等 ・日本人の場合と同等額以上の報酬による雇用契約（期間3年、1年更新あり） ・研修責任者・研修支援者を配置（専門知識技術、日本語学習、生活の支援）	
		国家試験	介護福祉士（1回受験可） 合格 ⇒介護福祉士として就労可、 不合格 ⇒帰国	
介護福祉士 国家資格取得者 ※H29.9から 在留資格に介護の追加	○高齢化の進行等に伴い、質の高い介護に対する要請が高まる中、 <u>介護福祉士の資格を取得した留学生が在留して活躍できるよう創設。</u>	在留対象	日本の介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士の資格を取得した者	
		在留期間	5年、3年、1年又は3月（期間の更新可。更新制限なし）	
		典型的な流れ		
技能実習制度 ※H29.11から 介護職種の追加	○人材育成を通じた開発途上地域等への <u>技能移転による国際協力</u> の推進を図る。 ○日本の介護技術を他国に移転させることによる国際貢献が目的。	受入方法	企 業 単独型	日本企業等が海外の現地法人等の職員を雇用し、日本の事業所へ転勤又は出向させ、技術実習を行う。
			団 体 監理型	非営利の監理団体が海外から技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で実習生を雇用し、技術実習を行う。 監理団体は主務大臣の許可制。公益法人や全国的な事業者団体が要件
		実習生要件	入国時の日本語能力試験N4程度（2年目=N3程度）	
		受入施設	・介護業務が行われている機関（訪問系サービスは対象外） ・雇用契約は日本人と同等の処遇を担保。（受入期間：最長5年） ・ <u>実習生の上限は受入施設の常勤職員総数の約10%（常勤50人の場合5人）</u> ・ <u>実習開始6月経過者及び日本語能力N2以上者は人員配置基準上の職員とみなす。</u> ・実習生は入国後研修を要受講（日本語学習240H、介護講習42H等） ・受入施設は技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員を配置	

介護給付の適正な実施について

1 今期計画における取り組み状況（平成27年度～28年度）

介護保険制度が安定的に運営されるよう、公平・公正な要介護認定を行うとともに、適正な保険給付を行うため、以下の取り組みを行った。

(1) 要介護認定の適正化

① 審査判定の適正化

介護認定審査会における審査判定を、国が定めた基準に沿って公平・公正かつ効率的に実施するため、平準化委員会の専門的な指導・助言により、審査判定の適正化・平準化を図った。

平成27年度	開催数	定例会	11回
平成28年度	開催数	定例会	11回

② 要介護認定に係る委員等への研修

要介護認定を適正に実施するために、訪問調査員、介護認定審査会委員及び主治医に対する研修会等を開催した。

◇要介護認定関係者への研修

・平成27年度	開催数	16回	参加者数	1,218人
・平成28年度	開催数	21回	参加者数	1,135人

(2) 質の向上による適正化

① 介護サービス相談員の派遣

施設や事業所に相談員を派遣し、利用者の疑問や不安等についての相談が気軽にできる環境をつくり、事業所への助言等を行うことにより、その解消や改善に結びつけることで、介護サービスの質の向上を図った。

・平成27年度	派遣数	120事業所
・平成28年度	派遣数	121事業所

② 介護サービス従事者への研修

介護サービスの質の向上や従事者のスキルアップなどを目的として、介護従事者を対象に、職種別専門研修、基礎的な研修など多様なテーマの研修を実施した。

・平成27年度	開催数	57回	受講者数	2,797人
・平成28年度	開催数	55回	受講者数	2,485人

また、地域包括支援センターにおいて、居宅介護事業所のケアマネジャーを対象としたケアマネジメントについての専門研修を実施した。

・平成27年度	開催数	42回	受講者数	3,805人
・平成28年度	開催数	38回	受講者数	3,708人

(3) 保険請求の適正化

① 事業者等に対する指導・監査

適正な介護給付等を行うため、介護サービス事業所の実地指導（事業所訪問による検査）を計画的に行うとともに、福岡県、福岡市及び久留米市と共同して、集団指導（サービス種別毎）を行った。

・平成27年度	実地指導	236事業所
	集団指導	1,907事業所
・平成28年度	実地指導	232事業所
	集団指導	1,909事業所

② 居宅サービス計画の検証（ケアプランチェック）の実施

サービス利用者本人や家族のニーズに合った居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されているか、地域包括支援センターの主任ケアマネジャー等が事業所を訪問し実地での検証を行った。

・平成27年度	実施数	71事業所
・平成28年度	実施数	78事業所

(4) 利用者の理解促進による適正化

① 市民への周知・啓発

介護保険制度の理解を深め、制度の趣旨や内容の周知を図るため、出前講演や出前トークを行った。

・平成27年度	実施数	66回	参加人数	3,989人
		（ 出前講演 36回 2,577人 出前トーク 30回 1,412人 ）		
・平成28年度	実施数	38回	参加人数	2,176人
		（ 出前講演 17回 914人 出前トーク 24回 1,262人 ）		

② 介護保険のしおり等の送付

介護保険制度の趣旨や内容の周知を図るため、介護保険料の納入通知書を送付する際に（年1回）、「介護保険のしおり」等を送付した。

・平成27年度	送付者数	275,713人
・平成28年度	送付者数	281,965人

また、要介護認定の結果通知とともに、介護サービスの利用等についての理解を深めていただくため、介護保険のパンフレットを送付した。

③ 給付費通知の送付

利用している介護サービスの内容を確認していただくため、利用者へサービス利用状況を記載した給付費通知を送付した。

・平成27年度	送付者数	延べ	198,145人
・平成28年度	送付者数	延べ	203,812人

2 今後の課題

高齢化の進展とともに、介護給付費は今後も増加していくことが予想される。このため、利用者に対し介護保険制度の理解の促進を図るとともに、サービス利用者本人の尊厳と自立を支援するという視点に立った必要なサービスを事業者がルールに従って提供することが引き続き求められる。

3 次期計画の取組みの方向

今後も、介護保険制度が安定的に運営されるよう、引き続き公平・公正な要介護認定の実施、適正な保険給付の実現に向けた取組みを行っていく必要がある。

なお、福岡県が策定する「介護給付適正化計画」（都道府県が保険者と一体となって保険給付の適正化を促進するための計画）も踏まえ、取組みを進めていくことが必要である。